

# 講習の申し込み方法及び注意事項について

## 1. 受講資格を確認

講習の受講をご希望の方は必ず各受講案内書の受講資格・受講対象者について確認の上、お申込み下さい。不明な点がございましたら下記までお問合せ下さい。

## 2. 申込書記入の際の注意事項とチェック事項

### ■ 注意事項

- ①申込書に記入の際は、必ずボールペンをご使用下さい。鉛筆・シャープペンシル等で記入しないで下さい。
- ②記入間違いを訂正される場合は、**絶対に修正液・修正テープは使用しないで下さい。**
- ③訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、訂正印を押印して下さい。  
訂正印の種類は下記のとおり。
  - (1) 個人情報の箇所において訂正がある場合は、**受講者の印鑑**を訂正印として押印して下さい。
  - (2) 技能講習をお申込みされる方で申込書の「当該業務に関する経験」と「事業主証明」の箇所にて訂正がある場合は、**事業主の印鑑**を訂正印として押印して下さい。

### ■ 記入の際のチェック事項

- ①修正液・修正テープの使用はないか。
- ②記入漏れはありませんか。  
※よくある記入漏れ  
申込書表面の下部にある申請者欄の申請日や申請者本人の署名と押印漏れがよくありますので、十分ご注意下さい。
- ③事業主証明はありますか。  
技能講習の申し込みにあたっては業務経験に関する事業主証明が必要です。必ず事業主印まで押印して提出して下さい。

## 3. 必要書類について

### ①申込書(全受講者共通)

記入漏れや不備のない申込書を提出して下さい。また申込書の所定の箇所に写真(サイズは縦3.0cm×横2.5cm。無帽・無背景の写真)の貼付や印鑑の押印をお願い致します。

## ②本人確認書類(全受講者共通)

本人確認のため、下記いずれかの書類のコピーを提出して下さい。

- (1) 戸籍妙本 (2) 国家資格 (3) 住民票 (4) パスポート (5) 運転免許証  
(6) 健康保険証 (7) 外国籍の方は「在留カード」、「特別永住者証明書」、  
「外国人登録証明書」等の写し

※提出書類は、本人確認後当方にて責任を持って速やかに廃棄・消去処分させていただきます。

## ③受講料(全受講者共通)

○窓口でのお申込みの方

受講料をご持参下さい。

○郵送でお申込みの方(受講料をお振込みの方)

振込後、振込書の控えを F A X (077-522-7743) または申込書と一緒に郵送して下さい。

## ④受講資格証明書類(該当する方のみ)

一部免除コース等の受講者や車両系建設機械の受講者は受講資格を満たす書類を添付して下さい。

○提出書類例

- ・作業主任者技能講習の受講希望者で業務経験3年未満の方  
受講資格に該当する学校(学校教育法第1条に基づく)の卒業証明書の写し
- ・足場の組立て等作業主任者の受講希望者で、平成29年7月1日以降の期間を作業経験に含む場合は「足場の組立て等の業務に係る特別教育」修了証の写し
- ・作業主任者技能講習の受講希望者で一部免除コース受講の方  
該当する国家資格証の写し
- ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習の受講希望者  
該当する運転免許証・修了証の写し

※受講要件の14時間コースの②に該当する方は、特定自主検査記録(運転経験のある建設機械のもの)を添付して下さい。

## ⑤受講票返信用封筒(該当する方のみ)

受講票は F A X にて送付しますので、F A X での受信が不可能な方は返信用の封筒を同封して下さい。返信用封筒は長型3号の封筒に宛先を明記のうえ、82円分の切手を貼付して下さい。

## 4. 提出方法について

窓 口

○会 員 (滋賀県建設業協会又は建災防滋賀県支部の会員様)

滋賀県建設業協会の各支部又は建災防滋賀県支部の窓口(下記住所)へ申込書と受講料を持参して下さい。

○非会員(会員様以外・一般の方)

建災防滋賀県支部の窓口へ申込書と受講料を持参して下さい。

## 郵 送

受講料をお振込み頂き、申込書、添付書類等を下記郵送先まで提出して下さい。

## 5. 講習申込み・受講に当たっての注意事項

### ■講習締切日

当支部開催の講習は、原則10日前を締切日としていますが、定員になり次第、締切日前でも受講申込締切りますのでご了承下さい。

### ■受講料の払い戻しについて

一度納付された受講料等は、原則として払い戻しいたしません。遅刻・欠席・早退の方も同様です。

ただし、公共交通機関等の乱れや自然災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。

### ■受講者の遅刻について

原則遅刻は認めません。遅刻した場合は20分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。

20分以上遅刻した場合は受講を認めません。欠席扱いとなります。遅刻による欠席扱いになった場合は受講料の返金は受け付けできませんのでご了承ください。

### ■お問合せ先・窓口・書類郵送先

〒520-0801

滋賀県大津市におの浜1丁目1番18号 滋賀県建設会館1階

建設業労働災害防止協会滋賀県支部 事務局

TEL:077-522-3232(代表) FAX:077-522-7743